

那覇市犬猫譲渡推進事業補助金 申請の手引き

1. 補助の対象

- 対象者 : 那覇市に登録した譲渡ボランティア(団体・個人)
- 対象費用 : 那覇市から譲り受けた犬または猫(申請個体)の再譲渡のため、航空機等で沖縄本島外へ輸送した場合の輸送費

2. 申請個体の要件

- 譲渡された日において、生後 3 カ月以上と推定されること
- 輸送する日において、譲渡された日から起算して 1 年以内であること

3. 補助金額

犬

1 頭あたり 5,000 円

猫

1 匹あたり 3,800 円

- ※ 補助金の交付は予算の範囲内で行います。
- ※ 同時に輸送した場合等、まとめて申請することも可能です。
- ※ 補助金の交付は個体ごとに 1 回のみとなります。

4. 提出書類

- ☐ 那覇市犬猫譲渡推進事業補助金交付申請書兼実績報告書(第 1 号様式)

《添付書類》

- ☐ 輸送費を証明できるものの写し

(申請者を宛名とした航空会社の領収書等)

- ☐ 申請個体の写真:

①個体の特徴、梱包状態、②空港等の施設内であることがわかる 2 点以上。

写真 1 枚のサイズは L 判(89mm×127mm) 以上とし、

重ならないよう A4 用紙 に貼付、または印刷してください。

- ☐ 再譲渡報告書の写し



↑ 申請個体の写真の例

作成のポイント ～不備を防ぐために～

- ☐ 領収証の宛名: 申請者名(団体名)と合致している(第三者名義は不可)。
- ☐ 写真: 申請個体の特徴+場所(空港/貨物ターミナル等)が明らかである。
- ☐ 対象期間: 輸送日は譲渡を受けてから 1 年以内である。
- ☐ 提出期限: 「輸送後 30 日」または「輸送した年度の 3 月 15 日」のどちらが先か確認した。

(裏面に続きます)

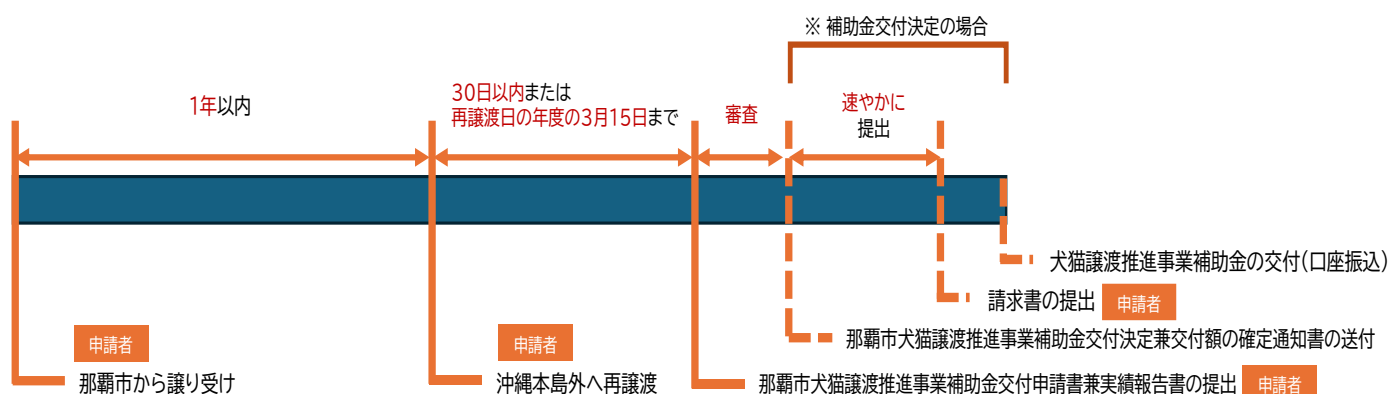
5. 申請期限

次のうち早い日までに申請：

輸送した日から起算して 30 日を経過する日 または 輸送した年度の 3 月 15 日

※ 申請期限経過後は交付対象になりません。余裕を持った提出にご協力をお願いします。

6. 補助金交付の流れ



7. 申請方法

那覇市環境衛生課に **4.提出書類** を提出（《持参》または《郵送》による）

※ 書類の不備や再提出を防ぐため、申請前に担当者へ確認していただきますようお願いいたします。

8. 提出先・問い合わせ先

那覇市 環境部 環境衛生課

〒901-1105 島尻郡南風原町字新川 641 番地 エコマール那覇プラザ棟 4 階

TEL：098-951-1530 / FAX：098-888-1076 《担当：比嘉（悠）》